

施設名	新潟市月潟地区公民館
所管部・課	教育委員会中央公民館
所在地	新潟市南区月潟535番地
根拠法令	社会教育法
設置条例	新潟市公民館条例
施設概要	建築面積:624.0㎡ 建築構造・主な施設内要(構成施設の内容) 1階:101研修室(47.25㎡)、調理室(47.25㎡) 2階:201研修室(30.0㎡)、202研修室(47.25㎡)、大会議室(102.0㎡) 教養娯楽室・和室(40.5㎡)

施設 の 設置 目的	
市民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的に、公民館を設置する。	
管理・運営に関する基本理念、方針等	
公民館の方向性 1 公民館事業に関連する「新潟市教育振興基本計画」の基本施策 基本施策1 生涯学び続け、学びを活かし活躍できる機会の充実と支援 基本施策5 人権を尊重し、多様性を認め合う心の育成 基本施策6 誰一人取り残さない、一人一人の可能性を引き出す教育の推進 基本施策9 地域、学校、民間企業、家庭の連携・協働の推進 基本施策11 家庭教育の充実と子育て支援の充実 2 上記1を踏まえた公民館事業の取組(旧 基本施策) (1)人づくり、地域づくりを通じた地域コミュニティ活動の活性化への支援 (2)家庭における教育力向上の支援 (3)青少年の生き抜く力を育む機会の充実 (4)高齢者の学習支援や社会参加の促進 (5)現代的・社会的課題を探り、問題解決を促す学習機会の提供	